



鳥取県公報

平成16年10月28日(木)

号外第163号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	行政書士法施行細則の一部を改正する規則(82)(総務課)..... 2
	違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則(83) (警察本部交通指導課)..... 4
公安規則	鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに 気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併並びに西伯郡伯耆町の設置に伴う関係公 安委員会規則の整理等に関する規則(8)(警務課)..... 5
	鳥取県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則(9)(総務課).....16
	指定車両移動保管機関に納付すべき違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める 規則の一部を改正する規則(10)(交通指導課).....16
企業局管 理規程	平成16年度分の寒冷地手当を支給することとなる職員及び額に関する規程(7) (総務課).....17
病院局管 理規程	平成16年度分の寒冷地手当を支給することとなる職員及び額に関する規程(5) (総務課).....18

——— 公布された規則のあらまし ———

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

- 1 行政書士会が知事に報告しなければならない事項に、行政書士法人である会員に係る次に掲げるものを加えることとした。(新第7条関係)
 - (1) 行政書士法の規定により行政書士会の会員となった年月日
 - (2) その他知事が必要と認める事項
- 2 行政書士試験の合格証明書の様式及び行政書士の事務所等の検査等をする者の身分を証する証明書及び証票の様式を廃止することとした。(旧第4条、旧第7条、旧様式第3号、旧様式第4号関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
 - (1) この規則は、公布の日から施行することとした。
 - (2) 鳥取県事務処理権限規則について、所要の規定の整備を行うこととした。

規 則

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第82号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則（昭和26年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下本則において「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下本則において「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下本則において「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下本則において「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下本則において「削除様式」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示並びに削除条項及び削除様式を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(受験願書)</p> <p>第2条 知事が行う行政書士試験を受けようとする者は、様式第1号による受験願書に、写真（出願前1年以内に無帽で正面から上半身を撮影した、縦5.0センチメートル、横4.0センチメートルのもので、その裏面に氏名を記入したものを）を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、知事が法第4条第1項に規定する指定試験機関に同項に規定する試験事務を行わせるときは、この限りでない。</p>	<p>(受験願書)</p> <p>第2条 知事が行う行政書士試験を受けようとする者は、様式第1号による受験願書に、写真（出願前1年以内に無帽で正面から上半身を撮影した、縦5.0センチメートル、横4.0センチメートルのもので、その裏面に氏名を記入したものを）を添えて、知事に提出しなければならない。</p>
<p>(合格証明書の交付)</p> <p>第4条 略</p>	<p>(合格証明書の交付)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の合格証明書は、様式第3号によるものとする。</p>
<p>(会員に関する定例報告)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号。以下「省令」という。）第17条の2第1項第5号の知事の定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)-(3) 略</p> <p>3 省令第17条の2第2項第3号の知事の定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 法第16条の6第1項の規定により行政書士会の会員となった年月日</p> <p>(2) その他知事が必要と認める事項</p>	<p>(身分を示す証明書等)</p> <p>第7条 法第4条の12第3項の証明書及び法第13条第2項の証票は、様式第4号による。</p> <p>(会員に関する定例報告)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 法第17条第1項の知事の定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)-(3) 略</p> <p>様式第3号（第4条関係）</p>

行政書士試験合格証明書

住 所
ふりがな
氏 名
生年月日 年 月 日生

上記の者は、 年度に実施した行政書士法による行政書士試験に合格した者であると証明する。

年 月 日

職 氏 名 印

様式第4号(第7条関係)

(表)

第 号

立 入 検 査 証

職 名
氏 名
生年月日 年 月 日生

上記の者は、行政書士法第4条の12第2項又は第13条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。

年 月 日

職 氏 名 印

(裏)

行政書士法(抜粋)

(報告の徴収及び立入検査)

第4条の12

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入検査)

第13条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、日没から日出までの時間を除き、当該吏員に行政書士の事務所に立ち入り、その業務に関する帳簿及び関係書類を検査させることができる。

2 前項の場合においては、都道府県知事は、当該吏員にその身分を証明する証票を携帯させなければならない。

3 当該吏員は、第1項の立入検査をする場合においては、その身分を証明する証票を関係者に呈示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

2 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この項において「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後										改 正 前									
別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係） 個別事項に係る事務処理権限										別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係） 個別事項に係る事務処理権限									
所 属 名	事 種 類	事 項 内 容	事務処理権限の区分						地方機関 の長又は 総合事務 所の局長 の名称	所 属 名	事 種 類	事 項 内 容	事務処理権限の区分						地方機関 の長又は 総合事務 所の局長 の名称
			知事	専 決 権 者		委 任 決 裁 権 者							知事	専 決 権 者		委 任 決 裁 権 者			
総務課	一 略								総務課	一 略									
一の二 行政書士法（昭和26年法律第4号）に基づく知事の権限に属する事務	1 略								一の二 行政書士法（昭和26年法律第4号）に基づく知事の権限に属する事務	1 略									
	2 同法第13条の22第1項の規定による行政書士又は行政書士法人の事務所の立入検査									2 同法第13条第1項の規定による行政書士の事務所の立入検査									
	3 同法第14条第1項の規定による行政書士が法律に違反した場合等における戒告、業務の停止又は業務の禁止									3 同法第14条第1項の規定による行政書士が法律に違反した場合等における業務の停止又は業務の禁止									
	4 同法第14条の2第1項の規定による行政書士法人が法律に違反した場合等における戒告、業務の停止又は解散																		
	5 同法第14条の2第2項の規定による行政書士法人が法律に違反した場合等における戒告又は業務の停止																		
	6 同法第16条の2の規定による行政書士の会則の制定又は変更の認可									4 同法第16条の2の規定による行政書士の会則の制定又は変更の認可									
	7 同法第18条の6の規定による行政書士会に対する報告の要求又は業務についての勧告									5 同法第18条の6の規定による行政書士会に対する報告の要求又は業務についての勧告									
二～五 略									二～五 略										
略									略										

違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第83号

違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則（昭和62年鳥取県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前		
道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条第18項の規定により運転者等又は使用者等が県に納付すべき負担金の額は、次の表のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略	道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条第15項の規定により運転者等又は所有者等が県に納付すべき負担金の額は、次の表のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略
略			
略			

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

公安委員会規則

鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併並びに西伯郡伯耆町の設置に伴う関係公安委員会規則の整理等に関する規則をここに公布する。

平成16年10月28日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

鳥取県公安委員会規則第 8 号

鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併並びに西伯郡伯耆町の設置に伴う関係公安委員会規則の整理等に関する規則

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部改正）

第 1 条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（昭和60年鳥取県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前				
別表（第 4 条関係） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">所在地</td> </tr> </table>	名称	所在地	別表（第 4 条関係） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">所在地</td> </tr> </table>	名称	所在地
名称	所在地				
名称	所在地				

略	鳥取市	略	鳥取市
鳥取県立童謡館		鳥取県立童謡館	
鳥取市気高町体育館			
鳥取市気高町農業者トレーニングセンター			
鳥取市気高町龍見台テニスコート			
鳥取市気高町B & G海洋センター			
鳥取市鹿野町B & G海洋センター			
鳥取市鹿野町運動広場			
略		略	
略	倉吉市	略	倉吉市
鳥取県立倉吉体育文化会館		鳥取県立倉吉体育文化会館	
		気高町民体育館	気高郡気高町
		気高町農業者トレーニングセンター	
		気高町民中央テニスコート	
		気高町営プール	
		鹿野町B & G海洋センター	気高郡鹿野町
		鹿野町運動広場	
略		略	

(交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部改正)

第2条 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則(昭和38年鳥取県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
警察署	名 称	位 置	所 管 区 等	警察署	名 称	位 置	所 管 区 等
鳥取県 岩美警 察署	略			鳥取県 岩美警 察署	略		
	鳥取市福部町海士警察官駐在所	鳥取市福部町海士	鳥取市のうち 福部町海士、福部町岩戸、福部町細川、福部町栗谷、福部町左近、福部町久志羅、福部町中、福部町蔵見、福部町南田、福部町八重原、福部町箭溪、福部町高江		福部村海士警察官駐在所	福部村大字海士	福部村のうち 大字海士、大字岩戸、大字細川、大字栗谷、大字左近、大字久志羅、大字中、大字蔵見、大字南田、大字八重原、大字箭溪、大字高江
	鳥取市福部町砂丘警察官駐在所	鳥取市福部町湯山	鳥取市のうち 福部町湯山	福部村砂丘警察官駐在所	福部村大字湯山	福部村のうち 大字湯山	

鳥取県 鳥取警 察署	略		
	鳥取市国 府町宮下 警察官駐 在所	鳥取市国府 町宮下	鳥取市のうち 国府町庁、国府町奥谷、 国府町奥谷一丁目、国 府町奥谷二丁目、国府 町奥谷三丁目、国府町 稲葉丘一丁目、国府町 稲葉丘二丁目、国府町 稲葉丘三丁目、国府町 分上一丁目、国府町分 上二丁目、国府町分上 三丁目、国府町分上四 丁目、国府町新町一丁 目、国府町新町二丁目、 国府町新通り一丁目、 国府町新通り二丁目、 国府町新通り三丁目、 国府町新通り四丁目、 国府町法花寺、国府町 中郷、国府町安田、国 府町宮下、国府町国分 寺、国府町三代寺、国 府町町屋、国府町美歎
	鳥取市国 府町谷警 察官駐在 所	鳥取市国府 町糸谷	鳥取市のうち 国府町糸谷、国府町清 水、国府町高岡、国府 町神垣、国府町麻生、 国府町山根、国府町広 西、国府町岡益、国府 町玉鉾、国府町谷、国 府町上地、国府町新井、 国府町吉野、国府町松 尾、国府町中河原、国 府町殿、国府町山崎、 国府町神護、国府町荒 舟、国府町上荒舟、国 府町拾石、国府町楠城、 国府町木原、国府町雨 滝、国府町石井谷、国 府町大石、国府町栃本、 国府町下木原、国府町 菅野
略			
鳥取県 郡家警 察署	略		
	鳥取市河 原町河原 警察官駐 在所	鳥取市河原 町河原	鳥取市のうち 河原町河原、河原町渡 一木、河原町谷一木、 河原町長瀬、河原町鮎ヶ 丘、河原町袋河原、河 原町布袋、河原町稻常
	鳥取市河 原町釜口 警察官駐 在所	鳥取市河原 町釜口	鳥取市のうち 河原町釜口、河原町片 山、河原町高福、河原 町山手、河原町郷原、 河原町三谷、河原町今 在家、河原町徳吉

鳥取県 鳥取警 察署	略		
	国府町宮 下警察官 駐在所	国府町大字 宮下	国府町のうち 大字庁、大字奥谷、奥 谷一丁目、奥谷二丁目、 奥谷三丁目、稲葉丘一 丁目、稲葉丘二丁目、 稲葉丘三丁目、分上一 丁目、分上二丁目、分 上三丁目、分上四丁目、 新町一丁目、新町二丁 目、新通り一丁目、新 通り二丁目、新通り三 丁目、新通り四丁目、 大字法花寺、大字中郷、 大字安田、大字宮下、 宮下、大字国分寺、大 字三代寺、大字町屋、 大字美歎
	国府町谷 警察官駐 在所	国府町大字 糸谷	国府町のうち 大字糸谷、大字清水、 大字高岡、大字神垣、 大字麻生、大字山根、 大字広西、大字岡益、 大字玉鉾、大字谷、大 字上地、大字新井、大 字吉野、大字松尾、大 字中河原、大字殿、大 字山崎、大字神護、大 字荒船、大字上荒船、 大字捨石、大字楠城、 大字木原、大字雨滝、 大字石井谷、大字大石、 大字栃本、大字下木原、 大字菅野
略			
鳥取県 郡家警 察署	略		
	河原町河 原警察官 駐在所	河原町大字 河原	河原町のうち 大字河原、大字渡一木、 大字谷一木、大字長瀬、 大字鮎ヶ丘、大字袋河 原、大字布袋、大字稻 常
	河原町釜 口警察官 駐在所	河原町大字 釜口	河原町のうち 大字釜口、大字片山、 大字高福、大字山手、 大字郷原、大字三谷、 大字今在家、大字徳吉

	鳥取市河原町佐貴警察官駐在所	鳥取市河原町佐貴	鳥取市のうち 河原町佐貴、河原町八日市、河原町和奈見、河原町水根、河原町山上、河原町小倉、河原町天神原、河原町曳田		河原町佐貴警察官駐在所	河原町大字佐貴	河原町のうち 大字佐貴、大字八日市、大字和奈見、大字水根、大字山上、大字小倉、大字天神原、大字曳田
	鳥取市河原町中井警察官駐在所	鳥取市河原町中井	鳥取市のうち 河原町中井、河原町本鹿、河原町牛戸、河原町神馬、河原町小河内、河原町湯谷、河原町小畑、河原町弓河内、河原町北村		河原町中井警察官駐在所	河原町大字中井	河原町のうち 大字中井、大字本鹿、大字牛戸、大字神馬、大字小河内、大字湯谷、大字小畑、大字弓河内、大字北村
鳥取県 智頭警察署	略			鳥取県 智頭警察署	略		
	鳥取市用瀬町社警察官駐在所	鳥取市用瀬町宮原	鳥取市のうち 用瀬町宮原、用瀬町川中、用瀬町樟原、用瀬町金屋、用瀬町古用瀬、用瀬町家奥、用瀬町安蔵、用瀬町屋住、用瀬町江波		用瀬町社警察官駐在所	用瀬町大字宮原	用瀬町のうち 大字宮原、大字川中、大字樟原、大字金屋、大字古用瀬、大字家奥、大字安蔵、大字屋住、大字江波
	鳥取市佐治町佐治警察官駐在所	鳥取市佐治町福園	鳥取市のうち 佐治町小原、佐治町葛谷、佐治町刈地、佐治町津無、佐治町古市、佐治町大井、佐治町森坪、佐治町加瀬木、佐治町高山、佐治町津野、佐治町福園、佐治町加茂、佐治町畑、佐治町巻谷、佐治町河本、佐治町余戸、佐治町尾際、佐治町中、佐治町栃原		佐治村警察官駐在所	佐治村大字福園	佐治村
	鳥取市用瀬町用瀬警察官駐在所	鳥取市用瀬町用瀬	鳥取市のうち 用瀬町用瀬、用瀬町別府		用瀬町用瀬警察官駐在所	用瀬町大字用瀬	用瀬町のうち 大字用瀬、大字別府
	鳥取市用瀬町鷹狩警察官駐在所	鳥取市用瀬町鷹狩	鳥取市のうち 用瀬町鷹狩、用瀬町美成、用瀬町赤波		用瀬町鷹狩警察官駐在所	用瀬町大字鷹狩	用瀬町のうち 大字鷹狩、大字美成、大字赤波
鳥取県 浜村警察署	鳥取市気高町宝木警察官駐在所	鳥取市気高町宝木	鳥取市のうち 気高町宝木、気高町奥沢見、気高町酒津、気高町上光、気高町下光元、気高町常松、気高町富吉	鳥取県 浜村警察署	気高町宝木警察官駐在所	気高町大字宝木	気高町のうち 大字宝木、大字奥沢見、大字酒津、大字上光、大字下光元、大字常松、大字富吉
	鳥取市鹿野町鹿野警察官駐在所	鳥取市鹿野町鹿野	鳥取市のうち 鹿野町鹿野、鹿野町閉野、鹿野町広木、鹿野町未用、鹿野町水谷、鹿野町乙亥正、鹿野町岡木、鹿野町中園、鹿野町宮方、鹿野町寺内、鹿野町今市		鹿野町鹿野警察官駐在所	鹿野町大字鹿野	鹿野町のうち 大字鹿野、大字閉野、大字広木、大字未用、大字水谷、大字乙亥正、大字岡木、大字中園、大字宮方、大字寺内、大字今市

	鳥取市気高町山宮警察官駐在所	鳥取市気高町山宮	鳥取市のうち 鹿野町小別所、鹿野町鷲峰、鹿野町河内、気高町高江、気高町会下、気高町郡家、気高町睦逢、気高町山宮、気高町上原、気高町飯里、気高町下石、気高町殿		気高町山宮警察官駐在所	気高町大字山宮	鹿野町のうち 大字小別所、大字鷲峰、大字河内 気高町のうち 大字高江、大字会下、大字郡家、大字睦逢、大字山宮、大字上原、大字飯里、大字下石、大字殿
	鳥取市気高町下坂本警察官駐在所	鳥取市気高町下坂本	鳥取市のうち 気高町日光、気高町下坂本、気高町二本木、気高町重高、気高町土居、気高町宿、気高町浜村の一部（浜村川以東）		気高町下坂本警察官駐在所	気高町大字下坂本	気高町のうち 大字日光、大字下坂本、大字二本木、大字重高、大字土居、大字宿、大字浜村の一部（浜村川以東）
	鳥取市気高町浜村警察官駐在所	鳥取市気高町勝見	鳥取市のうち 気高町浜村の一部（浜村川以西）、気高町勝見、気高町八幡、気高町下原、気高町八束水、気高町北浜一丁目、気高町北浜二丁目、気高町北浜三丁目、気高町新町一丁目、気高町新町二丁目、気高町新町三丁目		気高町浜村警察官駐在所	気高町大字勝見	気高町のうち 大字浜村の一部（浜村川以西）、大字勝見、大字八幡、大字下原、大字八束水、北浜一丁目、北浜二丁目、北浜三丁目、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目
	鳥取市青谷町青谷警察官駐在所	鳥取市青谷町青谷	鳥取市のうち 青谷町青谷、青谷町井手、青谷町長和瀬		青谷町青谷警察官駐在所	青谷町大字青谷	青谷町のうち 大字青谷、大字井手、大字長和瀬
	鳥取市青谷町奥崎警察官駐在所	鳥取市青谷町奥崎	鳥取市のうち 青谷町大坪、青谷町蔵内、青谷町養郷、青谷町善田、青谷町奥崎、青谷町亀尻、青谷町山田、青谷町鳴滝、青谷町綱見、青谷町北河原、青谷町吉川、青谷町露谷		青谷町奥崎警察官駐在所	青谷町大字奥崎	青谷町のうち 大字大坪、大字蔵内、大字養郷、大字善田、大字奥崎、大字亀尻、大字山田、大字鳴滝、大字綱見、大字北河原、大字吉川、大字露谷
	鳥取市青谷町早牛警察官駐在所	鳥取市青谷町早牛	鳥取市のうち 青谷町山根、青谷町早牛、青谷町河原、青谷町小畑		青谷町早牛警察官駐在所	青谷町大字早牛	青谷町のうち 大字山根、大字早牛、大字河原、大字小畑
	鳥取市青谷町紙屋警察官駐在所	鳥取市青谷町楠根	鳥取市のうち 青谷町紙屋、青谷町桑原、青谷町澄水、青谷町楠根、青谷町田原谷、青谷町八葉寺		青谷町紙屋警察官駐在所	青谷町大字楠根	青谷町のうち 大字紙屋、大字桑原、大字澄水、大字楠根、大字田原谷、大字八葉寺
略				略			
鳥取県米子警察署	略			鳥取県米子警察署	略		
	東福原交番	米子市東福原一丁目	米子市のうち 博労町四丁目、勝田町、車尾、車尾一丁目、車尾二丁目、車尾三丁目、車尾四丁目、車尾五丁目、車尾六丁目、車尾		東福原交番	米子市東福原一丁目	米子市のうち 博労町四丁目、勝田町、車尾、車尾一丁目、車尾二丁目、車尾三丁目、車尾四丁目、車尾五丁目、車尾六丁目、車尾

			七丁目、車尾南一丁目、車尾南二丁目、東福原一丁目、東福原二丁目、東福原三丁目、東福原四丁目、東福原五丁目、西福原一丁目、西福原二丁目、西福原三丁目、西福原四丁目、西福原五丁目、西福原、 <u>観音寺、観音寺新町一丁目、観音寺新町二丁目、観音寺新町三丁目、観音寺新町四丁目、観音寺新町五丁目、中島一丁目、中島二丁目</u>				七丁目、車尾南一丁目、車尾南二丁目、東福原一丁目、東福原二丁目、東福原三丁目、東福原四丁目、東福原五丁目、西福原一丁目、西福原二丁目、西福原三丁目、西福原四丁目、西福原五丁目、西福原の <u>一部</u> （ <u>米川以南</u> ）、 <u>観音寺、観音寺新町一丁目、観音寺新町二丁目、観音寺新町三丁目、観音寺新町四丁目、観音寺新町五丁目、中島一丁目、中島二丁目</u>
略				略			
皆生交番	米子市皆生温泉二丁目	米子市のうち	皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目、皆生新田三丁目、上福原、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、東福原六丁目、東福原七丁目、東福原八丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、 <u>新開四丁目、新開五丁目、新開六丁目、新開七丁目</u> 、西福原六丁目、西福原七丁目、西福原八丁目、西福原九丁目	皆生交番	米子市皆生温泉二丁目	米子市のうち	皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目、皆生新田三丁目、上福原、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、東福原六丁目、東福原七丁目、東福原八丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、 <u>西福原六丁目、西福原七丁目、西福原八丁目、西福原九丁目、西福原の一部</u> （ <u>一般国道431号以北</u> ）
略				略			

第3条 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
警察署	名称	位置	管	区等	警察署	名称	位置	管	区等

略			略				
鳥取県 溝口警 察署	伯耆町溝 口警察官 駐在所	伯耆町溝口	伯耆町のうち 根雨原、白水、宮原、 谷川、大倉、金屋谷、 岩立、大江、上野、長 山、溝口、貴住、栃原、 大滝、大坂、富江、福 兼、添谷、大内	鳥取県 溝口警 察署	溝口町溝 口警察官 駐在所	溝口町溝口	溝口町のうち 根雨原、白水、宮原、 谷川、大倉、金屋谷、 岩立、大江、上野、長 山、溝口、貴住、栃原、 大滝、大坂、富江、福 兼、添谷、大内
	伯耆町二 部警察官 駐在所	伯耆町二部	伯耆町のうち 二部、三部、福吉、福 島、船越、福居、焼杉、 畑池、福岡、父原、宇 代、中祖、古市、荘		溝口町二 部警察官 駐在所	溝口町二部	溝口町のうち 二部、三部、福吉、福 島、舟越、福居、焼杉、 畑池、福岡、父原、宇 代、中祖、古市、荘
略			略				
	伯耆町番 原警察官 駐在所	伯耆町番原	伯耆町のうち 番原、福岡原、小林、 清原、口別所、久古、 須村、真野、大原、丸 山		岸本町番 原警察官 駐在所	岸本町番原	岸本町のうち 番原、福岡、小林、清 原、口別所、久古、須 村、真野、大原、丸山
	伯耆町岸 本警察官 駐在所	伯耆町吉長	伯耆町のうち 岸本、上細見、立岩、 吉定、押口、吉長、遠 藤		岸本町岸 本警察官 駐在所	岸本町吉長	岸本町のうち 岸本、上細見、立岩、 吉定、押口、吉長、遠 藤
	伯耆町大 殿警察官 駐在所	伯耆町大殿	伯耆町のうち 大殿、坂長、岩屋谷、 小野、小町、金廻		岸本町大 殿警察官 駐在所	岸本町大殿	岸本町のうち 大殿、坂長、岩屋谷、 小野、小町
略			略				

(交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第4条 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則(平成16年鳥取県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前				
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)				
鳥取県 鳥取警 察署	略 宮下駐在 所	鳥取市国府 町宮下	鳥取市のうち国府町美歎、 国府町広西、国府町庁、 国府町町屋、国府町中郷、 国府町安田、国府町国分 寺、国府町法花寺、国府 町三代寺、国府町宮下、 国府町奥谷、国府町奥谷 一丁目、国府町奥谷二丁 目及び国府町奥谷三丁目	鳥取県 鳥取警 察署	略 宮下駐在 所	岩美郡国府 町大字宮下	岩美郡国府町のうち大字 美歎、大字広西、大字庁、 大字町屋、大字中郷、大 字安田、大字国分寺、大 字法花寺、大字三代寺、 大字宮下、宮下、大字奥 谷、奥谷一丁目、奥谷二 丁目及び奥谷三丁目

	谷駐在所	鳥取市国府町系谷	鳥取市のうち国府町雨滝、国府町木原、国府町下木原、国府町石井谷、国府町大石、国府町栃本、国府町楠城、国府町拾石、国府町殿、国府町菅野、国府町上地、国府町上荒舟、国府町荒舟、国府町神護、国府町山崎、国府町中河原、国府町松尾、国府町吉野、国府町新井、国府町山根、国府町神垣、国府町清水、国府町岡益、国府町谷、国府町玉鉾、国府町系谷、国府町高岡及び国府町麻生		谷駐在所	岩美郡国府町大字系谷	岩美郡国府町のうち大字雨滝、大字木原、大字下木原、大字石井谷、大字大石、大字栃本、大字楠城、大字拾石、大字殿、大字菅野、大字上地、大字上荒舟、大字荒舟、大字神護、大字山崎、大字中河原、大字松尾、大字吉野、大字新井、大字山根、大字神垣、大字清水、大字岡益、大字谷、大字玉鉾、大字系谷、大字高岡及び大字麻生
	砂丘駐在所	鳥取市福部町湯山	鳥取市のうち福部町左近、福部町久志羅、福部町中、福部町藏見、福部町南田、福部町栗谷、福部町八重原、福部町箭溪、福部町高江、福部町湯山、福部町海士、福部町細川及び福部町岩戸		砂丘駐在所	岩美郡福部村大字湯山	岩美郡福部村
略				略			
略				略			
鳥取県智頭警察署	河原駐在所	鳥取市河原町河原	鳥取市のうち河原町河原、河原町渡一木、河原町谷一木、河原町長瀬、河原町鮎ヶ丘、河原町袋河原、河原町布袋、河原町稲常、河原町山手、河原町郷原、河原町三谷、河原町釜口、河原町高福、河原町徳吉、河原町今在家及び河原町片山	鳥取県智頭警察署	河原駐在所	八頭郡河原町大字河原	八頭郡河原町のうち大字河原、大字渡一木、大字谷一木、大字長瀬、大字鮎ヶ丘、大字袋河原、大字布袋、大字稲常、大字山手、大字郷原、大字三谷、大字釜口、大字高福、大字徳吉、大字今在家及び大字片山
	中井駐在所	鳥取市河原町中井	鳥取市のうち河原町天神原、河原町曳田、河原町和奈見、河原町八日市、河原町佐貴、河原町水根、河原町山上、河原町小倉、河原町中井、河原町本鹿、河原町小河内、河原町神馬、河原町牛戸、河原町湯谷、河原町小畑、河原町弓河内及び河原町北村		中井駐在所	八頭郡河原町大字中井	八頭郡河原町のうち大字天神原、大字曳田、大字和奈見、大字八日市、大字佐貴、大字水根、大字山上、大字小倉、大字中井、大字本鹿、大字小河内、大字神馬、大字牛戸、大字湯谷、大字小畑、大字弓河内及び大字北村
	用瀬駐在所	鳥取市用瀬町用瀬	鳥取市のうち用瀬町金屋、用瀬町樟原、用瀬町川中、用瀬町宮原、用瀬町安蔵、用瀬町古用瀬、用瀬町家奥、用瀬町屋住、用瀬町江波、用瀬町用瀬、用瀬町別府、用瀬町鷹狩、用瀬町美成及び用瀬町赤波		用瀬駐在所	八頭郡用瀬町大字用瀬	八頭郡用瀬町
	佐治駐在所	鳥取市佐治町福園	鳥取市のうち佐治町小原、佐治町葛谷、佐治町刈地、佐治町津無、佐治町古市、		佐治駐在所	八頭郡佐治村大字福園	八頭郡佐治村

			佐治町大井、佐治町森坪、佐治町加瀬木、佐治町高山、佐治町津野、佐治町福園、佐治町加茂、佐治町畑、佐治町養谷、佐治町河本、佐治町余戸、佐治町尾際、佐治町中及び佐治町栃原				
略				略			
鳥取県 浜村警 察署	宝木駐在所	鳥取市気高町宝木	鳥取市のうち気高町宿、気高町土居、気高町重高、気高町二本木、気高町下坂本、気高町日光、気高町酒津、気高町上光、気高町下光元、気高町常松、気高町富吉、気高町宝木及び気高町奥沢見	鳥取県 浜村警 察署	宝木駐在所	気高郡気高町大字宝木	気高郡気高町のうち大字宿、大字土居、大字重高、大字二本木、大字下坂本、大字日光、大字酒津、大字上光、大字下光元、大字常松、大字富吉、大字宝木及び大字奥沢見
	浜村駐在所	鳥取市気高町勝見	鳥取市のうち気高町殿、気高町飯里、気高町下石、気高町上原、気高町山宮、気高町睦逢、気高町会下、気高町郡家、気高町高江、気高町浜村、気高町勝見、気高町新町一丁目、気高町新町二丁目、気高町新町三丁目、気高町北浜一丁目、気高町北浜二丁目、気高町北浜三丁目、気高町八幡、気高町下原及び気高町八束水		浜村駐在所	気高郡気高町大字勝見	気高郡気高町のうち大字殿、大字飯里、大字下石、大字上原、大字山宮、大字睦逢、大字会下、大字郡家、大字高江、大字浜村、大字勝見、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、北浜一丁目、北浜二丁目、北浜三丁目、大字八幡、大字下原及び大字八束水
	鹿野駐在所	鳥取市鹿野町鹿野	鳥取市のうち鹿野町未用、鹿野町閉野、鹿野町広木、鹿野町水谷、鹿野町鹿野、鹿野町今市、鹿野町寺内、鹿野町宮方、鹿野町中園、鹿野町岡木、鹿野町乙亥正、鹿野町鷲峰、鹿野町小別所及び鹿野町河内		鹿野駐在所	気高郡鹿野町大字鹿野	気高郡鹿野町
	青谷駐在所	鳥取市青谷町青谷	鳥取市のうち青谷町鳴瀧、青谷町北河原、青谷町山田、青谷町亀尻、青谷町絹見、青谷町吉川、青谷町青谷、青谷町井手及び青谷町長和瀬		青谷駐在所	気高郡青谷町大字青谷	気高郡青谷町のうち大字鳴瀧、大字北河原、大字山田、大字亀尻、大字絹見、大字吉川、大字青谷、大字井手及び大字長和瀬
	早牛駐在所	鳥取市青谷町早牛	鳥取市のうち青谷町小畑、青谷町河原、青谷町山根、青谷町早牛、青谷町蔵内、青谷町大坪、青谷町奥崎、青谷町養郷、青谷町善田、青谷町桑原、青谷町澄水、青谷町楠根、青谷町紙屋、青谷町田原谷、青谷町八葉寺及び青谷町露谷		早牛駐在所	気高郡青谷町大字早牛	気高郡青谷町のうち大字小畑、大字河原、大字山根、大字早牛、大字蔵内、大字大坪、大字奥崎、大字養郷、大字善田、大字桑原、大字澄水、大字楠根、大字紙屋、大字田原谷、大字八葉寺及び大字露谷
略				略			
鳥取県 米子警 察署	略			鳥取県 米子警 察署	略		
	角盤交番	米子市富士見町二丁目	米子市のうち勝田町、東山町、博労町一丁目、博		角盤交番	米子市富士見町二丁目	米子市のうち勝田町、東山町、博労町一丁目、博

		券町二丁目、博券町三丁目、博券町四丁目、糺町二丁目、富士見町、富士見町一丁目、富士見町二丁目、角盤町一丁目、角盤町二丁目、角盤町三丁目、角盤町四丁目、錦町一丁目、錦町二丁目、錦町三丁目、朝日町、日ノ出町一丁目、日ノ出町二丁目、尾高町、岩倉町、寺町、天神町一丁目、天神町二丁目、内町、立町一丁目、立町二丁目、立町三丁目、立町四丁目、灘町一丁目、灘町二丁目、灘町三丁目、花園町、三旗町、義方町、三本松一丁目、三本松二丁目、三本松三丁目、三本松四丁目、旗ヶ崎一丁目、東福原一丁目、西福原一丁目、米原、米原一丁目、米原二丁目、米原三丁目、米原四丁目及び西福原			券町二丁目、博券町三丁目、博券町四丁目、糺町二丁目、富士見町、富士見町一丁目、富士見町二丁目、角盤町一丁目、角盤町二丁目、角盤町三丁目、角盤町四丁目、錦町一丁目、錦町二丁目、錦町三丁目、朝日町、日ノ出町一丁目、日ノ出町二丁目、尾高町、岩倉町、寺町、天神町一丁目、天神町二丁目、内町、立町一丁目、立町二丁目、立町三丁目、立町四丁目、灘町一丁目、灘町二丁目、灘町三丁目、花園町、三旗町、義方町、三本松一丁目、三本松二丁目、三本松三丁目、三本松四丁目、旗ヶ崎一丁目、東福原一丁目、西福原一丁目、米原、米原一丁目、米原二丁目、米原三丁目、米原四丁目及び西福原の一部（一般国道431号以北の区域を除く。）
略			略		
皆生交番	米子市皆生温泉二丁目	米子市のうち上福原、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目、皆生新田三丁目、皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、西福原六丁目、西福原七丁目、西福原八丁目、西福原九丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、 <u>新開四丁目、新開五丁目、新開六丁目及び新開七丁目</u>	皆生交番	米子市皆生温泉二丁目 米子市のうち上福原、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目、皆生新田三丁目、皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、西福原六丁目、西福原七丁目、西福原八丁目、西福原九丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目及び西福原の一部（一般国道431号以北の区域に限る。）	
略			略		

第5条 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
鳥取県 黒坂警 察署	大殿駐在所	西伯郡伯耆 町大殿	西伯郡伯耆町のうち押口、吉長、遠藤、小野、小町、大殿、坂長、岩屋谷及び金廻	鳥取県 黒坂警 察署	大殿駐在所	西伯郡岸本 町大殿	西伯郡岸本町のうち押口、吉長、遠藤、小野、小町、大殿、坂長、岩屋谷及び金廻
	番原駐在所	西伯郡伯耆 町番原	西伯郡伯耆町のうち清原、口別所、久古、福岡原、番原、真野、大原、須村、丸山、小林、上細見、立岩、吉定、岸本、大江、上野、金屋谷、岩立の一部（通称榊水高原の区域に限る。）及び大内の一部（通称榊水高原の区域に限る。）		番原駐在所	西伯郡岸本 町番原	西伯郡岸本町のうち清原、口別所、久古、福岡、番原、真野、大原、須村、丸山、小林、上細見、立岩、吉定及び岸本並びに日野郡溝口町のうち大江、上野、金屋谷、岩立の一部（通称榊水高原の区域に限る。）及び大内の一部（通称榊水高原の区域に限る。）
	溝口駐在所	西伯郡伯耆 町溝口	西伯郡伯耆町のうち二部、畑池、福岡、焼杉、福居、船越、福吉、福島、三部、溝口、谷川、宮原、大倉、白水、根雨原、宇代、中祖、古市、父原、荘、長山、貴住、岩立の一部（通称榊水高原の区域を除く。）、栃原、大瀧、大坂、富江、福兼、添谷及び大内の一部（通称榊水高原の区域を除く。）		溝口駐在所	日野郡溝口 町溝口	日野郡溝口町のうち二部、畑池、福岡、焼杉、福居、船越、福吉、福島、三部、溝口、谷川、宮原、大倉、白水、根雨原、宇代、中祖、古市、父原、荘、長山、貴住、岩立の一部（通称榊水高原の区域を除く。）、栃原、大瀧、大坂、富江、福兼、添谷及び大内の一部（通称榊水高原の区域を除く。）
略				略			

（鳥取県道路交通法施行細則の一部改正）

第6条 鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第2（第7条の2関係）				別表第2（第7条の2関係）			
路線名		区間		路線名		区間	
略				略			
主要地方道鳥取 国府岩美線		鳥取市南吉方三丁目202から同市国府 町新通り三丁目340 - 1まで		主要地方道鳥取 国府岩美線		鳥取市南吉方三丁目202から岩美郡国 府町新通り三丁目340 - 1まで	
略				略			

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。ただし、第3条及び第5条の改正は、平成17年1月1日から施行する。

鳥取県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月28日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

鳥取県公安委員会規則第9号

鳥取県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察署協議会に関する規則（平成13年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
警察署協議会	委員の定数	警察署協議会	委員の定数
鳥取県鳥取警察署協議会	17人	鳥取県岩美警察署協議会	4人
鳥取県郡家警察署協議会	5人	鳥取県鳥取警察署協議会	13人
鳥取県智頭警察署協議会	5人	鳥取県郡家警察署協議会	6人
略		鳥取県智頭警察署協議会	4人
鳥取県倉吉警察署協議会	11人	略	
鳥取県八橋警察署協議会	6人	鳥取県倉吉警察署協議会	10人
鳥取県米子警察署協議会	12人	鳥取県八橋警察署協議会	5人
略		鳥取県米子警察署協議会	14人
鳥取県黒坂警察署協議会	8人	略	
		鳥取県溝口警察署協議会	4人
		鳥取県黒坂警察署協議会	4人

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

指定車両移動保管機関に納付すべき違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月28日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

鳥取県公安委員会規則第10号

指定車両移動保管機関に納付すべき違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

指定車両移動保管機関に納付すべき違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則（昭和62年鳥取県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の3第6項の規定により運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額は、次の表のとおりとする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div>	道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の3第6項の規定により運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額は、次の表のとおりとする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div>

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

企業局管理規程

平成16年度分の寒冷地手当を支給することとなる職員及び額に関する規程をここに公布する。

平成16年10月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第7号

平成16年度分の寒冷地手当を支給することとなる職員及び額に関する規程

（他の職員との権衡を考慮する必要がある職員）

第1条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成16年鳥取県条例第56号。以下「改正条例」という。）附則第7項の企業管理規程で定める職員は、次のとおりとする。

- （1）改正条例第1条による改正前の職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「旧給与条例」という。）第11条の2第1項後段の規定の適用を受ける職員の例による職員
- （2）旧給与条例第12条の2第1項第3号の規定の適用を受ける職員の例による職員

（他の職員との権衡を考慮して定める額）

第2条 改正条例附則第7項の企業管理規程で定める額は、次のとおりとする。

- （1）前条第1号の職員 職員となった日における企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成16年鳥取県企業局管理規程第5号）による改正前の企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年鳥取県企業管理規程第2号）第16条に定める区分に応じ、次の表に掲げる額

支給地域 の区分	世帯等の区分			その他の職員
	世帯主である職員			
	扶養親族が3人以上ある職員	扶養親族が1人又は2人ある職員	扶養親族のいない職員	

1 級 地	39,600円	33,000円	19,800円	14,200円
2 級 地	67,500円	56,300円	33,600円	23,300円
3 級 地	97,800円	81,500円	49,100円	34,200円

(2) 前条第2号の職員 平成16年10月29日における企業局企業職員の給与に関する規程第19条の規定によってその例によることとされる旧給与条例第11条の2第2項の規定による寒冷地手当の額

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

病 院 局 管 理 規 程

平成16年度分の寒冷地手当を支給することとなる職員及び額に関する規程をここに公布する。

平成16年10月28日

鳥取県営病院事業管理者 三 原 基 之

鳥取県病院局管理規程第5号

平成16年度分の寒冷地手当を支給することとなる職員及び額に関する規程

(他の職員との権衡を考慮する必要がある職員)

第1条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成16年鳥取県条例第56号。以下「改正条例」という。)附則第8項の企業管理規程で定める職員は、次のとおりとする。

- (1) 改正条例第1条による改正前の職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「旧給与条例」という。)第11条の2第1項後段の規定の適用を受ける職員の例による職員
- (2) 旧給与条例第12条の2第1項第3号の規定の適用を受ける職員の例による職員

(他の職員との権衡を考慮して定める額)

第2条 改正条例附則第8項の企業管理規程で定める額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号の職員 職員となった日における鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成16年鳥取県病院局管理規程第4号)による改正前の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第7号)第17条に定める区分に応じ、次の表に掲げる額

支給地域 の区分	世帯等の区分			
	世帯主である職員			その他の職員
	扶養親族が3人以上ある職員	扶養親族が1人又は2人ある職員	扶養親族のいない職員	
1 級 地	39,600円	33,000円	19,800円	14,200円
2 級 地	67,500円	56,300円	33,600円	23,300円
3 級 地	97,800円	81,500円	49,100円	34,200円

(2) 前条第2号の職員 平成16年10月29日における鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程第25条の規定

によってその例によることとされる旧給与条例第11条の2第2項の規定による寒冷地手当の額

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

